

奨学金返還支援制度のご案内

医療法人あかね会では、学生のとくに貸与を受けた奨学金を代理で返還します。
経済的な負担を減らすことで、入職後の生活を支援します。

- (独)日本学生支援機構の貸与奨学金を借りた方のみ対象となります。それ以外の奨学金(学校独自の奨学金等)は対象となりません。
- 医療介護関連資格(看護師・助産師、薬剤師、臨床工学技士、社会福祉士、介護福祉士)の学校を今年度末に卒業予定の新卒者で、採用試験内定後に必ず入職する意思のある方が対象です。
※既卒者は対象となりません。
- 採用試験時に奨学金審査を行い、審査を通過した方のみを対象とします。
- 医療法人あかね会から(独)日本学生支援機構へ代理返還する方法となります。求職者ご本人には返還しません。
- 代理返還額の上限は1名につき200万円までとします。貸与額が200万円未満の場合はその額までとします。
- 代理返還開始時期は、入職2年目の最初の賞与支給日からとします。年2回(6月と12月)の賞与支給日を代理返還日とし、賞与支給日ごとに上限20万円までを代理返還します。
※代理返還期間中はご本人の返還が免除されるわけではありません。医療法人あかね会が代理返済するのは賞与支給日時点の貸与残高に対してであり、ご本人の返還は毎月継続されますのでご注意ください。
- 代理返還が終了するのは、代理返還額が上限に達したとき、代理返還額が上限に達するまでの間に奨学金を返還し終えたとき及び退職したときのいずれかとなります。

【お申し込み方法】

医療法人あかね会ホームページ「採用情報」内の

「医療法人あかね会奨学金返還支援制度申込書」を、履歴書等の応募書類と一緒に
ご郵送ください。

注: 申込書の到着が無い場合は奨学金返還支援制度の対象となりません。